

【お知らせ】奨学のための給付金について

愛媛県教育委員会高校教育課

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（１～３年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く））の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給します。

本給付金は、保護者等が在住する都道府県において支給することとなりますので、愛媛県外に在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

1 支給要件（基準日（原則７月１日）に次の要件を全て満たすこと）

（１）保護者等が愛媛県内に住所を有している

（２）アもしくはイに該当する世帯である

ア 保護者等全員の令和５年度（令和４年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）

イ 家計が急変し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（※詳細は「３ 家計急変世帯への支援について」参照）

（３）平成２６年４月１日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している

※ 基準日に休学している場合は支給対象外です。

基準日：原則７月１日

秋入学等７月以降に入学する場合は入学日

７月２日以降の家計急変の場合は「申請日の属する月の翌月初日（申請日が月の初日の場合はその日）」

2 支給額（対象生徒一人あたりの額）

世帯区分	国公立			
	通信制以外		通信制	
	年額	4～6月分 7～3月分	年額	4～6月分 7～3月分
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	8,075円 24,225円	32,300円	8,075円 24,225円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が非課税の世帯の第１子（生活保護〔生業扶助〕非受給世帯） ※ 家計急変により非課税に相当すると認められる世帯も含む	117,100円	29,275円 87,825円	50,500円	12,625円 37,875円
15歳以上（中学生を除く） 23歳未満の扶養されている 兄弟姉妹がいる世帯の第２子以降	143,700円	35,925円 107,775円	50,500円	12,625円 37,875円

- ※ 給付回数は高校生等 1 人につき年 1 回・通算 3 回（定時制・通信制の場合は 4 回）が上限です。ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）対象者である場合、上記回数に加えて 1 回（定時制・通信制の場合は最大 2 回まで）給付を受けることができます。なお、前倒し給付により 4～6 月分と 7～3 月分を分けて受給した場合はあわせて 1 回とカウントしますが、4～6 月分の前倒し給付のみを受けて 7～3 月分の給付を受けなかった場合も 1 回とみなします。
- ※ 4～6 月分の前倒し給付を受けた者の 7～3 月分の額は、年額から前倒し給付の額を差し引いた額となります。ただし、前倒し給付の額が 7 月 1 日現在の状況に応じた支給額の年額を上回る場合は、前倒し給付の額が年額となります。
- （例）4 月 1 日現在：非課税世帯第 2 子（通信制以外） → 7 月 1 日現在：生活保護の場合
前倒し給付額 35,925 円 > 生活保護世帯年額 32,300 円のため、35,925 円が年額となる。
- ※ 7 月 2 日以降に家計が急変した場合の給付額は、年額の 12 分の 1 の額に、申請日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から 3 月までの月数を乗じて得た額となります。
- （例）9 月 14 日に家計急変の申請を行った、第 2 子の場合

$$143,700 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 6 \text{ 月} \text{（10 月～翌年 3 月分）} = 71,850 \text{ 円}$$

3 家計急変世帯への支援について

給付金の支給対象外の世帯で、失職や倒産等の事由により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる場合に、給付金の支給を申請することができます。

<ポイント>

- 令和 4 年 1 月以降、保護者等の失職、倒産、死亡、離婚等の事由により、世帯の収入が激減し、申請時においてもその状況が継続している。
- 申請月以降の世帯年収見込額が道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に相当している

家計急変の発生時期	7 月 1 日まで	7 月 2 日以降
基準日	7 月 1 日	申請日の属する月の翌月初日 ※申請日が月の初日の場合はその日
給付額	年額 ※ 前倒し給付を受けた新入生は 7～3 月分相当額 ※ 期日（令和 5 年 9 月 2 日）を過ぎて申請した場合は右記に準じて算定した額	年額の 12 分の 1 の額に申請日の属する月の翌月（申請日が月の初日の場合はその月）から 3 月までの月数を乗じて得た額（円未満切捨）

4 提出期限及び支給時期等

申請者の数や申請書類の状況によって、支給時期が前後する可能性がありますのでご了承ください。

《通常申請（上記 1（2）ア）》

提出期限：令和 5 年 12 月 8 日（金）

提出先：愛媛県立吉田高等学校 事務室

支給時期：2 月頃予定（申請時に指定した口座へ振込）

《家計急変に係る申請（上記 1（2）イ）》

提出期限：随時 ※最終は令和 6 年 2 月 15 日（木）

提出先：愛媛県立吉田高等学校 事務室

支給時期：申請から 1～2 か月後（申請時に指定した口座へ振込）

5 申請方法（在籍する学校を通じて申請）

世帯区分に応じた必要書類を本校事務室に提出期限までに提出してください。

世帯区分	提出書類
生活保護（生業扶助）受給世帯	(1) 奨学のための給付金に係る提出書類等確認票（両面印刷） (2) 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1） ・支給申請書（両面印刷） ・給付金振込先について（注1） (3) 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、写し可）（注2） (4) 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第4号）（注3）
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯 （生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）	(1) 奨学のための給付金に係る提出書類等確認票（両面印刷） (2) 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1） ・支給申請書（両面印刷） ・給付金振込先について（注1） (3) 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、写し可）（注2） (4) 課税証明書等（写し可）（注4） (5) 扶養誓約書（様式第3号）（注5） ※15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合 ※当該生徒本人が通信制課程の高等学校等に在学している場合は不要
令和4年1月以降に 家計が急変したことにより 世帯収入が道府県民税所得割及び 市町村民税所得割合算額非課税 世帯に相当することとなった世帯	(1) 奨学のための給付金に係る提出書類等確認票（両面印刷） (2) 高校生等奨学給付金（家計急変）支給申請書（様式第1号の2） ・支給申請書（両面印刷） ・給付金振込先について（注1） (3) 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、写し可）（注2） (4) 奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票 (5) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（注6） (6) 保護者等の家計急変前の収入を証明する書類（注7） (7) 保護者等の家計急変後の収入が住民税非課税世帯に 相当することを証明する書類（注8） (8) 扶養誓約書（様式第3号）（注5） ※扶養親族がいる場合 ※当該生徒本人が通信制課程の高等学校等に在学している場合は不要 (9) 口座振替申込書兼債権者登録（変更）票 ※7月2日以降の家計急変の場合

注1 申請者（保護者等）名義の口座を記入し、通帳の写しを貼り付けてください。

注2 保護者等及び申請対象の高校生等が記載された世帯全員の住民票（基準日以降に取得した、続柄が表示されているもの）を提出してください。なお、保護者等が単身赴任をしている場合、当該保護者等の住民票も必要です。

注3 基準日以降の日付のものを提出してください。なお、従来の「生活保護受給証明書」等により、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、様式第4号の提出は不要です。その場合は、「生活保護受給証明書」等を提出ください。

注4 保護者等の全員について、非課税であることが証明できる書類（コピー可）を提出してください。
無職無収入の控除対象配偶者の方は、個人番号では課税額を照会できないため、非課税であることを証明する書類の提出をお願いします。

【非課税であることが証明できる書類】※令和5年度（令和4年分）に係るもの

- ・課税（非課税）証明書
- ・特別徴収額の決定・変更通知書
- ・市町民税の納税通知書

注5 誓約書欄に必要な事項を記入のうえ、申請書（様式第1号）に記入した扶養親族の健康保険証の写し（被保険者等記号・番号、保険者番号、QRコードをマスキング（黒塗り）したもの）を貼り付けてください。

注6 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出書、死亡診断書 等

注7 令和5年度（令和4年分）に係る課税証明書、特別徴収額の決定・変更通知書、市町民税の納税通知書 等

注8 会社作成の給与見込証明書、直近3か月の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等

学校徴収金との相殺について

愛媛県内の学校に在学する者で、学校長が認めた場合は、保護者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と給付金を相殺することも可能です。相殺を希望する場合は、申請書類と併せて、「委任状（様式第5号）」を提出してください。

なお、委任状を提出した場合、給付金は学校徴収金に充てられるため、申請者（保護者等）の口座には振り込まれません。

6 申請書等配布場所

- 愛媛県立吉田高等学校 事務室
- 担当：四之宮
- 電話：0895-52-0565（代表）
- 申請を希望される方は、12月1日（金）までに本校事務室で申請書類をお受け取りください。

7 その他

虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金を返還し、加算金を納付することとなります。

奨学のための給付金に係る提出書類等確認票

学 校 名	_____ (_____ 制)	学 科	_____
学 年 等	_____ 年 _____ 組 _____ 番	フリガナ 生 徒 氏 名	_____
フリガナ 申請者氏名 (保護者等)	_____	保護者等氏名 (申請者以外の保護者等)	_____
提出書類に関する問合せ先 (TEL) ※平日の日中に連絡が取れる番号をご記入ください。			
_____ (自宅) _____ - _____ - _____		_____ (携帯) _____ - _____ - _____	
ご利用可能時間帯 (平日 : _____ ~ _____ : _____)		(平日 : _____ ~ _____ : _____)	

基準日とは？

- 原則7月1日
- 秋入学等7月以降に入学する場合は入学日
- 7月2日以降の家計急変の場合は「申請日の属する月の翌月初日（申請日が月の初日の場合はその日）」

①基準日現在のお住まいについて（住民票上の住所）〔次のいずれかにチェック☑してください〕

- ☐ 愛媛県内に住所を有している → 在住する市町名を記入 _____ → ②へ
- ☐ 愛媛県内に住所がない → 現在お住まいの都道府県で手続きを行います。

②基準日現在の世帯の状況について〔次のいずれかにチェック☑してください〕

- ☐ 生活保護（生業扶助）を受給している → ③へ （④⑤回答不要）
- ☐ 令和5年度（令和4年分）所得に係る保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯である → ④へ （③⑤回答不要）
- ☐ 令和5年度（令和4年分）所得に係る保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税世帯であるが、令和4年1月以降に家計が急変し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する → ⑤へ （③④回答不要）
- ☐ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合計額が課税世帯であり、令和4年1月以降に家計が急変していない → 当該制度非該当となります。質問は以上です。

③生活保護（生業扶助）受給世帯

- ☐ 支給申請書は両面印刷（申請書）と片面印刷（振込先口座）の2枚1組になっていますか。
- ☐ 支給申請書は「様式第1号の1」となっていますか。
- ☐ 通帳の写し〔預金種別、金融機関名、支店名、口座番号、名義人（カナ表示）が印字された部分〕を添付していますか。
- ☐ 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員分）を添付していますか。
※基準日以降に取得したもの。
- ☐ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書を添付していますか。
※基準日以降に取得したもの。

〔支給対象となる高校生等が、愛媛県外の学校に在籍する場合のみ〕

- ☐ 在学証明書（支給対象となる高校生等の在学を証明するもの）を添付していますか。

以上で確認終了です。

この確認票を、提出書類の一番上に添付し、提出してください。

（④⑤は裏面へ）

④道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯（生活保護〔生業扶助〕受給世帯以外）

- ☐ 支給申請書は両面印刷（申請書）と片面印刷（振込先口座）の２枚１組になっていますか。
 - ☐ 支給申請書は「様式第１号の１」となっていますか。
 - ☐ 通帳の写し〔預金種別、金融機関名、支店名、口座番号、名義人（カナ表示）が印字された部分〕を添付していますか。
 - ☐ 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員分）を添付していますか。
※基準日以降に取得したもの。
 - ☐ 保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類」を添付している。
 - ☐ 扶養誓約書（様式第３号）を添付していますか。
※支給対象となる高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯のみ。
※健康保険証等の写しを添付。（「被保険者等記号・番号、保険者番号及びQRコード」を黒塗り（マスキング）すること。）
- 〔支給対象となる高校生等が、愛媛県外の学校に在籍する場合のみ〕
- ☐ 在学証明書（支給対象となる高校生等の在学を証明するもの）を添付していますか。

以上で確認終了です。

この確認票を、提出書類の一番上に添付し、提出してください。

⑤令和４年１月以降に家計が急変した世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯相当）

- ☐ 支給申請書は両面印刷（申請書）と片面印刷（振込先口座）の２枚１組になっていますか。
 - ☐ 支給申請書は「様式第１号の２」となっていますか。
 - ☐ 通帳の写し〔預金種別、金融機関名、支店名、口座番号、名義人（カナ表示）が印字された部分〕を添付していますか。
 - ☐ 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員分）を添付していますか。
※基準日以降に取得したもの。
 - ☐ 家計急変の状況確認票を添付していますか。
 - ☐ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類を添付していますか。
 - ☐ 保護者等の家計急変前の収入を証明する書類を添付していますか。
 - ☐ 保護者等の家計急変後の収入が都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯に相当することを証明する書類を添付していますか。
 - ☐ 扶養誓約書（様式第３号）を添付していますか。
※扶養親族の健康保険証等の写しを添付。（「被保険者等記号・番号、保険者番号及びQRコード」を黒塗り（マスキング）すること。）
- 〔支給対象となる高校生等が、愛媛県外の学校に在籍する場合のみ〕
- ☐ 在学証明書（支給対象となる高校生等の在学を証明するもの）を添付していますか。
- 〔７月２日以降の家計急変の場合のみ〕
- ☐ 口座振替申込書兼債権者登録（変更）票を添付していますか。

以上で確認終了です。

この確認票を、提出書類の一番上に添付し、提出してください。

様式第 1 号の 1 （第 6 条関係）

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金支給申請書

次の 4 点を確認の上、□に✔を記入してください。

☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、愛媛県の求めに従いその全額を即時返還します。

☐ 私は愛媛県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	TEL（ ） —	申請者氏名	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他（ ）		
基準日	令和 年 月 日	当年度中の前倒し給付受給の有無 ※前倒し給付申請時は記入不要	☐ 有 ☐ 無 【有の場合】 受給した都道府県名 （ ）都・道・府・県 受給額（ ）円

※基準日は、原則 7 月 1 日（秋入学等 7 月以降に入学する場合は入学日）、4 ～ 6 月分相当額の前倒し給付を申請する新入生は 4 月 1 日を記入してください。

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校の名称	国立 ・ 公立				
		学校の種類・課程・学科：				
		都道府県 市区町村				
	学校の所在地					
	在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
				なし 1 回 2 回 3 回 4 回 不明 □ □ □ □ □ □		
	学校名 立	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
				なし 1 回 2 回 3 回 4 回 不明 □ □ □ □ □ □		

【扶養親族の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）

基準日現在、上記の「対象となる高校生等」以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、必ず記入してください。

記入した兄弟姉妹の健康保険証の写しを扶養誓約書（様式第 3 号）の「健康保険証の写し等貼付欄」に添付してください。

氏 名	続柄	生年月日 (年齢：基準日時点)	学校・学年・職業等	備考
(例) 愛媛 太郎	兄	H16年 8 月 2 日 (満18歳)	〇〇県立〇〇高校 3 年	通信制課程

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

※学校確認欄

①通信制と通信制以外の別	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	支給額 円
②生活保護世帯、非課税世帯の別	☐ 生活保護世帯 ☐ 非課税世帯	
③第 1 子、第 2 子以降の別	☐ 第 1 子 ☐ 第 2 子以降	
④支給相当月数	☐ 4 ～ 6 月分 ☐ 年額	

【保護者等の収入の状況について】（該当する□に✓を記入してください。）

生活保護受給世帯の方：(1)を記入してください。
道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税世帯の方：(2)を記入してください。

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯の方	
☐	私の世帯は、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、そのことが分かる証明書を提出します。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方	
☐	私の世帯は、基準日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助は受給していません。
次の（ア）の①～⑤いずれか又は（イ）のどちらか該当する□に✓を記入してください。	
(ア) 次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。	
① ☐	親権者（両親）2名分
② ☐	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合 等
③ ☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④ ☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤ ☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等
(イ) 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。	
☐	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
☐	就学支援金又は学び直し支援金の申請時に、個人番号を確認できる書類及び個人番号利用目的同意書（就学支援金、学び直し支援金及び奨学のための給付金に限り個人番号を使用する旨記載）を提出済みである場合
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	

記入例(申請書・表)

令和5年 11月 30日

愛媛県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金支給申請書

必ず4項目すべてに✓を記入すること

次の4点を確認の上、□に✓を記入し

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、愛媛県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は愛媛県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

申請者住所等	〒790-8570 松山市〇〇一番地1-1 Tel (089) 912 - 2951	ふりがな	えひめ たろう
		申請者氏名	愛媛 太郎
高校生等との関係	親権者・未成年後见人・未成年後见人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他（ ）		
基準日	令和5年 7月 1日	当年度中の前倒し給付受給の有無 ※前倒し給付申請時は記入不要	☐ 有 ☒ 無 【有の場合】 受給した都道府県名 （ ）都・道・府・県 受給額（ ）円

※基準日は、原則7月1日（秋入学等7月以降に入学する場合は入学日）、4～6月分相当額の前倒し給付を申請する新入生は4月1日を記入してください。

【対象となる高校生等について】

ふりがな		えひめ いちろう		生年月日	昭和 平成	18	年	4	月	2	日
氏名		愛媛 一郎									
在学する学校	学校の名称	国立・公立 愛媛県立松山高等学校									
		学校の種類・課程・学科： 高等学校全日制									
	学校の所在地	愛媛 都道府県 松山 市区町村 一番町四丁目4-2									
	在学期間	令和5年 4月 1日 ～ 年 月 日									
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	～	年	月	日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
								なし 1回 2回 3回 4回 不明			
								☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐			
	学校名	立	～	年	月	日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
								なし 1回 2回 3回 4回 不明			
								☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐			

【扶養親族の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）

基準日現在、上記の「対象となる高校生等」以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、必ず記入してください。
記入した兄弟姉妹の健康保険証の写しを扶養誓約書（様式第3号）の「健康保険証の写し等貼付欄」に添付してください。

氏名	続柄	生年月日 (年齢：基準日時点)	学校・学年・職業等	備考
(例) 愛媛 太郎	兄	H16年8月2日 (満18歳)	〇〇県立〇〇高校3年	通信制課程

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※学校確認欄

①通信制と通信制以外の別	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	支給額 円
②生活保護世帯、非課税世帯の別	☐ 生活保護世帯 ☐ 非課税世帯	
③第1子、第2子以降の別	☐ 第1子 ☐ 第2子以降	
④支給相当月数	☐ 4～6月分 ☐ 年額	

記入例(申請書・裏)

【保護者等の収入の状況について】（該当する□に✓を記入してください。）

生活保護受給世帯の方：(1)を記入してください。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税世帯の方：(2)を記入してください。

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯の方

☐ 私の世帯は、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、そのことが分かる証明書を提出します。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方

☒ 私の世帯は、基準日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助は受給していません。

次の（ア）の①～⑤いずれか又は（イ）のどちらか該当する□に✓を記入してください。

（ア）次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

①	☒	親権者（両親） 2 名分
②	☐	親権者 1 名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が 1 名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち 1 名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ） 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者） 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

（イ）次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

☐ 就学支援金又は学び直し支援金の申請時に、個人番号を確認できる書類及び個人番号利用目的同意書（就学支援金、学び直し支援金及び奨学のための給付金に限り個人番号を使用する旨記載）を提出済みである場合

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入してください。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、基準日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)(ア)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2)(ア)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち1名の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。(2)(ア)④又は⑤若しくは(イ)に該当するときは「親権者が存在しない場合」についても、同様の事情がある場合を含みます。
- ニ (2)(ア)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（個人番号カードの写し等又は課税証明書等）を添付してください。
- ホ (2)(ア)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

様式第1号の2（第6条関係）家計急変

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金（家計急変）支給申請書

次の4点を確認の上、□に✔を記入してください。

☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、愛媛県の求めに従いその全額を即時返還します。

☐ 私は愛媛県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	TEL（ ） -	申請者氏名	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他（ ）		
基準日	令和 年 月 日	当年度中の前倒し給付受給の有無 ※前倒し給付申請時は記入不要	☐ 有 ☐ 無 【有の場合】 受給した都道府県名 （ ）都・道・府・県 受給額（ ）円

※基準日は、6月までの家計急変の場合は「7月1日」、7月1日以降の家計急変の場合は「申請日の属する月の翌月初日（その日が月の初日であるときは、その日）」を記入してください。なお、入学前に家計が急変した新入生で、4～6月分相当額の前倒し給付を申請する場合は、「4月1日」と記入してください。

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	
氏名				
在学する学校	学校の名称			
		国立 ・ 公立		
		学校の種類・課程・学科：		
	学校の所在地	都道府県 市区町村		
	在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名 立	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【扶養親族の状況について】

基準日現在、上記の「対象となる高校生等」以外に扶養親族がいる場合には、必ず記入してください。

記入した扶養親族の健康保険証の写しを扶養誓約書（様式第3号）の「健康保険証の写し等貼付欄」に添付してください。

氏 名	続柄	生年月日 (年齢：基準日時点)	学校・学年・職業等	備考
(例) 愛媛 花子	妹	H21年8月2日 (満13歳)	〇〇町立〇〇中学校1年	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※学校確認欄

①通信制と通信制以外の別	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	支給額 円
②生活保護世帯、非課税世帯の別	☐ 生活保護世帯 ☐ 非課税世帯	
③第1子、第2子以降の別	☐ 第1子 ☐ 第2子以降	
④支給相当月数	☐ 4～6月分 ☐ 年額 ☐ 7月以降月割	

【保護者等の家計急変の状況について】

下記内容を確認のうえ、□に✓を記入してください。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯相当の方

☐ 私の世帯は、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

次の①～⑤いずれか該当する□に✓を記入してください。

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	☐	親権者（両親） 2 名分
②	☐	親権者 1 名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が 1 名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち 1 名の確認書類を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者） 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

記入例(家計急変用申請書・表)

令和5年 11月 30日

愛媛県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金（家計急変）支給申請書

次の4点を確認の上、□に✓を記入してください。

- ✓ この申請書の記載内容は、事実と一致します。
- ✓ この申請書に虚偽の記載があった場合は、愛媛県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ✓ 私は愛媛県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ✓ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

必ず4項目すべてに✓を記入すること

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

申請者住所等	〒790-8570 松山市〇〇一番地1-1 TEL (089) 912 - 2951	ふりがな	えひめ たろう
		申請者氏名	愛媛 太郎
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他（ ）		
基準日	令和5年 12月 1日	当年度中の前倒し給付受給の有無 ※前倒し給付申請時は記入不要	☐ 有 ☒ 無 【有の場合】 受給した都道府県名 () 都・道・府・県 受給額 () 円

※基準日は、6月までの家計急変の場合は「7月1日」、7月1日以降の家計急変の場合は「申請日の属する月の翌月初日（その日が月の初日であるときは、その日）」を記入してください。なお、入学前に家計が急変した新入生で、4～6月分相当額の前倒し給付を申請する場合は、「4月1日」と記入してください。

【対象となる高校生等について】

ふりがな		えひめ いちろう		生年月日	昭和 平成 18 年 4 月 2 日
氏名		愛媛 一郎			
在学する学校	学校の名称	国立・公立 愛媛県立松山高等学校			
		学校の種類・課程・学科： 高等学校全日制			
	学校の所在地	愛媛 都道府県 松山 市区町村 一番町四丁目4-2			
	在学期間	令和5年 4月 1日 ～ 年 月 日			
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	学校名 立	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	

【扶養親族の状況について】

基準日現在、上記の「対象となる高校生等」以外に扶養親族がいる場合には、必ず記入してください。
記入した扶養親族の健康保険証の写しを扶養誓約書（様式第3号）の「健康保険証の写し等貼付欄」に添付してください。

氏 名	続柄	生年月日 (年齢：基準日時点)	学校・学年・職業等	備考
(例) 愛媛 太郎	兄	H16年8月2日 (満18歳)	〇〇県立〇〇高校3年	通信制課程
愛媛 愛子	妹	H25年5月10日 (満10歳)	〇〇市立〇〇小学校4年	
愛媛 花子	祖母	S32年3月28日 (満66歳)	無職	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※学校確認欄

①通信制と通信制以外の別	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	支給額 円
②生活保護世帯、非課税世帯の別	☐ 生活保護世帯 ☐ 非課税世帯	
③第1子、第2子以降の別	☐ 第1子 ☐ 第2子以降	
④支給相当月数	☐ 4～6月分 ☐ 年額 ☐ 7月以降月割	

記入例(家計急変用申請書・裏)

【保護者等の家計急変の状況について】

下記内容を確認のうえ、□に✓を記入してください。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯相当の方

私の世帯は、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

次の①～⑤いずれか該当する□に✓を記入してください。

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	☒ 親権者（両親） 2 名分
②	☐ 親権者 1 名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が 1 名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち 1 名の確認書類を提出できない場合 等
③	☐ 未成年後見人（ ） 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者） 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐ 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入してください。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

扶養親族全員について、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
- ハ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち1名の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。④又は⑤に該当するときは「親権者が存在しない場合」についても、同様の事情がある場合を含みます。
- ニ ①又は③に該当するときは、保護者全員の確認書類を添付してください。
- ホ ④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

【給付金振込先について】

金融機関名 (支店名)	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 (支店)	預金種別 (いずれかに✓)	☐ 普通 ☐ 当座					
フリガナ 口座名義		口座番号						

【通帳の写し貼付欄】

- ・振込先口座については、必ず申請者（保護者等）名義の口座としてください。
- ・通帳の写しは、預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号、及び口座名義人（カナ表示）が印字された部分を貼付してください。
- ・委任状（様式第5号）を提出した方は、本紙の提出は不要です。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

申請者住所	〒	ふりがな 申請者氏名	印
-------	---	---------------	---

ふりがな 被扶養者氏名		ふりがな 被扶養者氏名	
ふりがな 被扶養者氏名		ふりがな 被扶養者氏名	
ふりがな 被扶養者氏名		ふりがな 被扶養者氏名	

・申請書（様式第1号）に記入した扶養親族の健康保険証の写し（被保険者等記号・番号、保険者番号、QRコードをマスキング（黒塗り）したもの）をここに貼り付けてください。
・当欄に収まらない場合は、本紙裏面に貼り付けてください。

生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、基準日※現在、生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」を受給中であることを証明する。

※基準日：原則として7月1日（秋入学等7月以降に入学する場合は入学日）
4～6月分相当額の前倒し給付を申請する新入生は4月1日

世帯主氏名	住 所	
世帯員氏名		
氏 名	続柄	生 年 月 日
証明書の使用目的		
愛媛県高等学校等奨学のための給付金の受給手続のため		
備考		

※従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助（高等学校等修学費）の措置状況」が確認できる場合は、代用を「可」とする。

令和 年 月 日

学校長 様

委 任 状

私が支給を受ける愛媛県高等学校等奨学のための給付金を学校徴収金等に充てることについて、
_____学校長に委任します。

申請者 (保護者等) 住 所	〒	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等)	⑩

※本委任状を提出した場合、給付金は学校徴収金に充てられ、申請者（保護者等）の口座には振り込まれません。

奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票

学 校	名 称	
	種類・課程・学科等	
生 徒	ふりがな	
	氏 名	
	学年・クラス・出席番号等	

保 護 者 等	①氏名		
	②続柄	☐ 親権者(父) ☐ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者() ☐ 生徒本人 ☐ その他()	
	③収入激減の有無	☐ 有 ☐ 無 (→有は④、無は⑤へ)※世帯収入減の場合は④へ	
	④有 の 場 合	激減した日	令和 年 月 日
		激減した事由	
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	円 (年 月 ～ 年 月分)
		激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込	円 (年 月 ～ 年 月分)
		控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☐ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☐ 有 ☐ 無) ・扶養親族 人
	⑤無 の 場 合	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)	

証明書類を添付してください

保 護 者 等	①氏名		
	②続柄	☐ 親権者(父) ☐ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者() ☐ 生徒本人 ☐ その他()	
	③収入激減の有無	☐ 有 ☐ 無 (→有は④、無は⑤へ)	
	④有 の 場 合	激減した日	令和 年 月 日
		激減した事由	
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	円 (年 月 ～ 年 月分)
		激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込	円 (年 月 ～ 年 月分)
		控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☐ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☐ 有 ☐ 無) ・扶養親族 人
	⑤無 の 場 合	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)	

証明書類を添付してください

【留意事項】
※ 申請時点の家計の年収見込額が非課税世帯を超える場合は、家計急変による申請はできません。
※ 審査中に年収見込額の変化があった場合は、必ず申し出てください。(虚偽の申請により不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金の返還及び加算金の納付が必要となります。)

奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票

【例1】 ・3人世帯（父、母、子） ・父が母及び子を扶養 ・物価上昇の影響により、父（自営業）の所得が激減 ・母（パート）は非課税	愛媛県立〇〇高等学校	
	全日制 普通科	
	えひめ たろう	
	愛媛 太郎	
	1年 3組 14番	

保護者等	①氏名	愛媛 一郎	
	②続柄	☒ 親権者(父) ☐ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者() ☐ 生徒本人 ☐ その他()	
	③収入激減の有無	☒ 有 ☐ 無 (→有は④、無は⑤へ)※世帯収入減の場合は④へ	
	④有の場合	激減した日	令和 5 年 9 月 1 日
		激減した事由	〇〇市で飲食店を経営しているが、物価上昇のため仕入れ価格が高騰した影響で収入が激減した。今後も収入は例年並みに回復する見通しが立っていない。
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和4年 1月 ~ 令和4年 12月分)
激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込		〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和5年 9月 ~ 令和6年 8月分)	
⑤無の場合	控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☒ 有 ☐ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☐ 有 ☐ 無) ・扶養親族 1 人	
	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)		

証明書類を添付してください

保護者等	①氏名	愛媛 花子	
	②続柄	☐ 親権者(父) ☒ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者() ☐ 生徒本人 ☐ その他()	
	③収入激減の有無	☐ 有 ☒ 無 (→有は④、無は⑤へ)	
	④有の場合	激減した日	令和 年 月 日
		激減した事由	
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	円 (年 月 ~ 年 月分)
激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込		円 (年 月 ~ 年 月分)	
⑤無の場合	控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☐ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☐ 有 ☐ 無) ・扶養親族 人	
	☒ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)		

算定根拠資料を添付すること

証明書類を添付してください

【留意事項】
※ 申請時点の家計の年収見込額が非課税世帯を超える場合は、家計急変による申請はできません。
※ 審査中に年収見込額の変化があった場合は、必ず申し出てください。(虚偽の申請により不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金の返還及び加算金の納付が必要となります。)

奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票

〔例 2〕 ・ 2人世帯（母、子） ・ 母が子を扶養 ・ 解雇により、母の収入が激減（再就職なし）		愛媛県立〇〇高等学校	
		定時制 普通科	
		えひめ たろう	
		愛媛 太郎	
氏名	学年・クラス・出席番号等	2年 3組 14番	

保護者等	①氏名	愛媛 花子	
	②続柄	☐ 親権者(父) ☒ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者() ☐ 生徒本人 ☐ その他()	
	③収入激減の有無	☒ 有 ☐ 無 (→有は④、無は⑤へ)※世帯収入減の場合は④へ	
	④有の場合	激減した日	令和 5 年 10 月 1 日
		激減した事由	〇〇株式会社に正社員として勤務していたが、会社の自己破産により、9月30日付けで解雇となった。現在、失業手当を受給しながら就職活動を行っているが、再就職には至っておらず、無職である。
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和4年 1月 ~ 令和4年 12月分)
		激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込	〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和5年 10月 ~ 令和6年 9月分)
⑤無の場合	控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☒ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☒ 有 ☐ 無) ・扶養親族 1 人	
	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)		

証明書類を添付してください

退職金や失業手当は含めない

保護者等	①氏名		
	②続柄	☐ 親権者(父) ☐ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者() ☐ 生徒本人 ☐ その他()	
	③収入激減の有無	☐ 有 ☐ 無 (→有は④、無は⑤へ)	
	④有の場合	激減した日	令和 年 月 日
		激減した事由	
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	円 (年 月 ~ 年 月分)
		激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込	円 (年 月 ~ 年 月分)
⑤無の場合	控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☐ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☐ 有 ☐ 無) ・扶養親族 人	
	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)		

証明書類を添付してください

【留意事項】
※ 申請時点の家計の年収見込額が非課税世帯を超える場合は、家計急変による申請はできません。
※ 審査中に年収見込額の変化があった場合は、必ず申し出てください。(虚偽の申請により不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金の返還及び加算金の納付が必要となります。)

奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票

〔例 3〕 ・ 3人世帯（父、母、子） ・ 父が死亡 ・ 母が子を扶養		愛媛県立〇〇高等学校	
		全日制 農業科	
		えひめ さくらこ	
		愛媛 桜子	
生徒	学年・クラス・出席番号等	3年 1組 11番	

保護者等	①氏名	愛媛 百合	
	②続柄	☐ 親権者(父) ☒ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者() ☐ 生徒本人 ☐ その他()	
	③収入激減の有無	☐ 有 ☒ 無 (→有は④、無は⑤へ) ※世帯収入減の場合は④へ	
	④有の場合	激減した日	令和 5 年 9 月 29 日
		激減した事由	令和5年9月28日 親権者（父）逝去のため世帯収入が激減した。 母の年間収入
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和4年 1月 ～ 令和4年 12月分)
		激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込	〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和5年 10月 ～ 令和6年 9月分)
	控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☒ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☒ 有 ☐ 無) ・扶養親族 1 人	
⑤無の場合	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり) 算定根拠資料を添付すること		

証明書類を添付してください

保護者等	①氏名		
	②続柄	☐ 親権者(父) ☐ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者() ☐ 生徒本人 ☐ その他()	
	③収入激減の有無	☐ 有 ☐ 無 (→有は④、無は⑤へ)	
	④有の場合	激減した日	令和 年 月 日
		激減した事由	
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	円 (年 月 ～ 年 月分)
		激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込	円 (年 月 ～ 年 月分)
	控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☐ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☐ 有 ☐ 無) ・扶養親族 人	
⑤無の場合	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)		

証明書類を添付してください

【留意事項】
※ 申請時点の家計の年収見込額が非課税世帯を超える場合は、家計急変による申請はできません。
※ 審査中に年収見込額の変化があった場合は、必ず申し出てください。(虚偽の申請により不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金の返還及び加算金の納付が必要となります。)

捺
印

口座振替申込書兼債権者登録（変更）票

点検者印	記入者印

愛媛県知事様

年 月 日

私は、この口座振替申込の日から1年を経過する日までの間、愛媛県からの代金（県税の還付金を除く。）は、すべて次の口座への振替により受領したいので申し込みます。
住所
なお、この口座振替申込みの日から1年を経過しても改めて意思表示しない限りは、更に引き続き1年継続し、以後も、同様とします。
氏名
また、申込内容に変更が生じた場合は、県に対し滞りなく通知します。



処理 区分	業種 区分	債権者 区分	所 属 コ ー ド				本庁各課(地方機関)名	債権・債務者コード						住 所 コ ー ド			

住 所	郵便番号		電話〔市外局番〕				電話〔市内局番〕				電話〔番号〕				都道府県名(漢字表記)				市・区・郡町村名(漢字表記)			
	大字・通称名・町・字・丁目・番地(漢字表記の「四丁目4番地2」は、カナ表記では「4-4-2」と記入するなどして、冗長とにならないようにしてください。)																					
	カナ 表 記																					
氏 名	漢 字 表 記																					
	続 き																					
	方書(ビル名、アパート名、階数、号室等を記入します。なお、カナ表記では、語句と語句の間を1文字あけるなどして、判読を容易にしてください。)																					
	カナ 表 記																					
名	漢 字 表 記																					
	続 き																					
	個人名又は法人名(法人・営業所及び事務所の種類名をカナ表記するときは、カナ文字略語を用いて略語表記してください。)																					
	カナ 表 記																					
口座振替先	漢 字 表 記																					
	代表者名(役職名も、記入してください。なお、役職名と氏名の間及び氏名の姓と名の間は、1文字あけてください。)																					
	金融機関コード	店番号	預金種別(該当番号を○で囲む。)				金 融 機 関 名				店 舗 名				金融機関確認印							
			1 普通 2 当座 3 別 段				銀行 金庫 組合				支 店 支 所 出張所											

口座振替先	口座番号		口座名義人(カナ表示)(略語等を使用している場合がありますので、金融機関に確認の上記入してください。)																		金融機関確認印

公共工事の前払金の預託金融機関口座(建設業保証会社の前金保証に基づく前金を受領する場合の預託金融機関を、該当者のみ記入してください。)	口座振替先	金融機関コード	店番号	預金種別				金 融 機 関 名				店 舗 名				金融機関確認印						
				1 普通				銀行 金庫 組合				支 店 支 所 出張所										
		口座番号		口座名義人(カナ表示)(略語等を使用している場合がありますので、金融機関に確認の上記入してください。)																		

(注意) 金融機関コード欄及び店番号欄は、金融機関で記入してもらってください。
また、金融機関で口座振替先記載内容の確認を受けたことを証明するため、金融機関確認印欄に確認印を押してもらってください。
通帳の写し(預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人(カナ表示)が印字された部分)を併せて提出することにより金融機関の記入及び確認印の押印に代えることができます。



←スタンプ印不可

口座振替申込書兼債権者登録（変更）票

点検者印	記入者印

愛媛県知事様

年 月 日

私は、この口座振替申込の日から1年を経過する日までの間、愛媛県からの代金（県税の還付金を除く。）は、すべて次の口座への振替により受領したいので申し込みます。

なお、この口座振替申込みの日から1年を経過しても改めて意思表示しない限りは、更に引き続き1年継続し、以後も、同様とします。

また、申込内容に変更が生じた場合は、県に対し滞りなく通知します。

住所 松山市一番町四丁目4番地2
松山マンション504号

氏名 愛媛 太郎

申請者（保護者等）の氏名

スタンプ印
不可↓

処理区分	業種区分	債権者区分	所属コード	本庁各課(地方機関)名	債権・債務者コード	住所コード

郵便番号	電話[市外局番]	電話[市内局番]	電話[番号]	都道府県名(漢字表記)	市・区・郡町村名(漢字表記)
790 - 8570	089	941	2111	愛媛県	松山市
大字・通称名・町・字・丁目・番地(漢字表記の「四丁目4番地2」は、カナ表記では「4-4-2」と記述してください。)					
カナ表記	イチハバ < ンチヨウ 4-4-2				
漢字表記	一番町四丁目4番地2				
続き					
方書(ビル名、アパート名、階数、号室等を記入します。なお、カナ表記では、語句と語句の間を1文字あけるなどして、判読を容易にしてください。)					
カナ表記	マツヤマンション 504				
漢字表記	松山マンション504号				
個人名又は法人名(法人・営業所及び事務所の種類名をカナ表記するときは、カナ文字略語を用いて略語表記してください。)					
カナ表記	エヒメ タロウ				
漢字表記	愛媛 太郎				
続き					
代表者名(役職名も、記入してください。なお、役職名と氏名の間及び氏名の姓と名の間は、1文字あけてください。)					
カナ表記					
漢字表記					

金融機関コード	店番号	預金種別(該当番号を○で囲む。)	金融機関名	店舗名	金融機関確認印
		① 普通 2 当座 3 別段	松山 銀行 金庫 組合	一番町 支店 支所 出張所	
口座番号		口座名義人(カナ表示)(略語等を使用している場合がありますので、金融機関に確認の上記入してください。)			
1 2 3 4 5 6 7		エヒメ タロウ			

金融機関コード	店番号	預金種別	金融機関名	店舗名	金融機関確認印
		1 普通	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所	
口座番号		口座名義人(カナ表示)(略語等を使用している場合がありますので、金融機関に確認の上記入してください。)			

(注意) 金融機関コード欄及び店番号欄は、金融機関で記入してもらってください。
また、金融機関で口座振替先記載内容の確認を受けたことを証明するため、金融機関確認印欄に確認印を押してもらってください。
通帳の写し(預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人(カナ表示)が印字された部分)を併せて提出することにより金融機関の記入及び確認印の押印に代えることができます。